

豊川市公園施設等利活用・適正化計画策定委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「豊川市公園施設等利活用・適正化計画策定委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 豊川市内の都市公園等において、人口減少や少子高齢化等、時代の変遷に伴う市民ニーズの変化や、経年劣化等による施設更新の必要性の高まりなどの理由から、地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応した公園の再編計画を策定する。本委員会は、計画の策定に関する事項について、調査、検討及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により市長が委嘱した日から令和7年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置くものとする。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。なお、委員会を欠席する場合、委員長が適当と認める者を代理者として出席させることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、委員長が指定した専門的事項を調査研究させるため、豊川市公園施設等利活用・適正化計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

2 作業部会は、別表に掲げる部会員によって構成する。

- 3 作業部会に部会長を置き、都市整備部公園緑地課長をもって充てる。
- 4 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会の経過及び結果を委員長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び作業部会は、市長が必要と認めるときは、委員又は部会員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、豊川市都市整備部公園緑地課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月10日から施行する。

別表（第7条関係）

豊川市公園施設等利活用・適正化計画策定作業部会

部会長	都市整備部公園緑地課長		
構成員	部 名	課 名	備 考
		危機管理課	課長補佐又は 係長のうち部 会長が指名す る者
	企画部	企画政策課	
	財務部	財産管理課	
	子ども健康部	子育て支援課	
		保育課	
	市民部	市民協働国際課	
	産業環境部	商工観光課	
	建設部	道路河川管理課	
		建築課	
	都市整備部	都市計画課	
	消防本部	総務課	
	教育委員会	スポーツ課	
その他部会長が必要と認める課			